

議第100号

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「学資金、」を「学資貸与金または学資支給金、」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。